

田辺市地域福祉計画策定・推進委員会（第二回）

日時 令和 8 年 4 月 23 日（木）

午後 3 時から

場所 田辺市役所 2 階大会議室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

住民懇談会の開催について

3. 閉 会

田辺市地域福祉計画策定・推進委員会名簿

No.	選出団体等	役職・氏名	備考
1	田辺市民生児童委員協議会	会長 井溪 芳市	委員長
2	特定非営利活動法人 市民活動フォーラム田辺	副理事長 鹿毛 智子	副委員長
3	武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 社会福祉学科 地域福祉研究室	教授 松端 克文	副委員長
4	田辺市議会	文教厚生委員会副委員長 笠松 美奈	
5	田辺市社会福祉協議会	理事 米川 徳昭	
6	田辺市老人クラブ連合会連絡協議会	会長 初山 茂	
7	田辺市障害児者父母の会	会長 大久保 尚洋	
8	一般社団法人田辺市医師会	会長 番 浩	
9	田辺市自治会連合会	会計 山川 哲生	
10	田辺市自主防災会連絡協議会	上屋敷自主防災会 会長 楠本 秀樹	
11	田辺市公民館連絡協議会	秋津公民館長 木村 周平	
12	一般公募	佃 昇	
13	一般公募	谷中 秀美	
14	田辺市保健福祉部	部長 狩谷 賢一	交代
15	一般社団法人和歌山県社会福祉士会	理事 横畑 修	
16	田辺市女性会連絡協議会	会長 室谷 千賀子	
17	田辺市小中学校校長会	上芳養小学校校長 脇田 晃司	交代
18	田辺市人権擁護連盟	副理事長 宮田 耕造	

任期 令和7年2月1日～令和9年1月31日

第5次田辺市地域福祉計画策定にかかる懇談会について(案)

1 趣旨

第5次田辺市地域福祉計画の策定にあたり、地域福祉やボランティア活動にかかわっておられる住民の皆様から、地域の現状や日頃の活動の中での感じられていること、これからの地域福祉づくりについて話し合う機会として、懇談会を開催します。

この懇談会は、市の考えを一方的に説明するものではなく、また、その場で何かを決めるものでもありません。参加された皆様が自由に意見交換を行い、そのご意見を今後の計画づくりの参考とさせていただきたいと考えております。

2 開催日程と場所

開催日時等は次のとおりです。

なお、開催時間は2時間程度を予定しております。

開催日	開始時間	地 区	会 場	定 員
5月 30 日(土)	午前 10 時	中辺路	中辺路コミュニティセンター 大会議室	40 人
5月 30 日(土)	午後3時	龍神	龍神市民センター 大ホール	40 人
6月 6 日(土)	午前 10 時	本宮	本宮行政局 3階大会議室	40 人
6月 6 日(土)	午後3時	大塔	大塔総合文化会館 大会議室	40 人
7月 11 日(土)	午前 10 時	東部・南部・ 中部・西部	田辺市民総合センター 4階交流ホール	60 人
7月 11 日(土)	午後3時	芳養谷・秋津谷・ 三栖谷・新庄	田辺市民総合センター 4階交流ホール	60 人

3 参加依頼団体等

町内会役員、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア活動者、NPO 法人、市や社会福祉協議会、補助金交付団体の関係者、そして一般公募による住民の皆さまです。

なお、本委員会終了後に各団体等に対して、依頼を行う予定です。開催までに参加者の氏名や人数を把握し、それに基づいてグループ分けを行います。

4 プログラム(約2時間)

(1)開会あいさつ

(2)ミニ講義(25 分)

「地域福祉を取り巻く状況について

— 国の動き、市民の声、他市町村の取組事例 —」

講師 松端先生

(3)懇談会(80 分)

話し合いのルール

- 1) 枠にとらわれない発想で、自由に意思を述べる。
- 2) 意見の質より、意見の量を重視(後の話し合いのためのネタをたくさん出す)
- 3) 他のメンバーの意見への便乗OK
- 4) 他のメンバーに対する批判や反対は厳禁
「そんなお金がない」、「きつとうまくいかない」、「リスクが高い」など

テーマ :「地域課題の確認と対応策の検討」

(1)自己紹介・発表者の決定 5分

- ・各グループで簡単な自己紹介を行う。
- ・各グループにおいて、全体報告時の発表者を決定する。
- ・進行係・記録係は職員が担当する。

(2)個人ワーク 5分

- ・テーマに沿った課題や意見を、付箋に1項目1枚で記入(キーワード形式)

(3)グループでの説明 20 分

- ・参加者は、自分のカード(課題や意見)を模造紙の左側スペースに貼り、その内容を簡単に説明します。
- ・貼り終えたカードの中から、共通する意見や似た内容のものをグループ分けします。

(4)個人ワーク 5分

- ・各自「課題」に対する「解決策」を、付箋に1枚1項目で記入(キーワード形式推奨)

(5)グループでの話し合い 25 分

- ・各自が書いた「解決策」を模造紙に貼り、内容を紹介
- ・「誰が」「どのように」「いつ」「どこで」などの観点から具体的に話し合う
- ・意見が出そろったら、グループで「伝えたい意見」、「特に重要なアイデア」を整理し、グループの「地域づくり目標」や目指したいイメージも話し合ってまとめます。

(6) 全体での報告 20 分

- ・各グループが2分程度で発表

【発表のポイント】

- 1.出てきた課題・関心事項
- 2.出し合われた解決策の概要
- 3.グループでまとめた「地域づくりの目標」
 - ・司会の進行で各グループから順番に発表
 - ・記録係が模造紙・メモ等を集めて共有

(7) 総括・まとめ 10 分

- ・各グループから報告された内容を振り返り、本日の話し合いで見えてきた地域の課題や大切なポイントを整理します。

模造紙イメージ

テーマ「……………」	
【課題】	【解決策】

田辺市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条第1項の規定に基づき田辺市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、田辺市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、法第107条第1項の規定に基づき必要な事項を協議の上、計画を策定し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、福祉・保健・医療関係者等のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年間とする。ただし、委員が任期途中で交代した場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出される前の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(文書による決議)

第6条 委員長が、次の事由に該当すると認めるときは、議事について、文書による決議を行うことができる。ただし、委員長が選出される前にあつては、市長が認めるときとする。

(1) 感染症のまん延又は災害の発生等により、会議の開催が困難と認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、委員長又は市長が必要と認めるとき。

2 文書による決議は、委員の半数以上からの文書による回答をもって成立するものとする。

3 議事は、委員からの文書による回答の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、保健福祉部福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。